

# 成績評価方針、卒業・修了の認定方針等

## 成績評価方針

### <方法>

- 学業成績は出欠状況・定期試験結果・課題及びレポート提出等を総合的に評価する。  
ただし、各科目の出席時間数が学則に定める時間数の 3 分の 2 (実習科目については 5 分の 4) に満たない者については、単位認定をしない。
- 評定については、総合評価に基づき優・良・可・不可の 4 段階で行うものとし、「可」以上の科目について所定の単位を認定する。
- 認定時期は前期・後期終了時とし、学科毎に単位認定会議を開き、校長・教務部長・学科長・学科教員の合意をもって認定とする。

### <評定区分>

- 総合評価は出欠状況・定期試験結果・課題及びレポート提出等に基づいて行われ、100 点満点で点数をつける。4 段階評定の区分は以下の通りとする。

#### 【介護福祉学科】

優：90 点以上、良：75～89 点、可：50～74 点、不可：49 点以下

#### 【理学療法学科、作業療法学科、看護学科、助産学科】

優：80 点以上、良：70～79 点、可：60～69 点、不可：59 点以下

### <成績分布>

- 成績を分布する際は、科目毎の総合評価の点数を平均する。

## 卒業認定方針

- 所定の単位を全て修得し、課程を修了した者に対して卒業を認定する。
- 認定の際は学科毎の卒業認定会議において、校長・教務部長・学科長・学科教員の合意をもって校長が認定する。